

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、交通局オリジナルグッズの販売業務委託契約を締結するものについて、次の者を京都市交通局公金収納受託者とし、交通局オリジナルグッズ販売料金の徴収事務を委託します。

平成28年4月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市右京区太秦下刑部町12
一般社団法人京都市交通局協力会

(交通局営業推進室)